

市役所からの お知らせ



*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

飯島地区コミセンが 指定管理者制度に移行

4月から、飯島地区コミュニティセンターが、地域のかたで組織する委員会が管理運営を行う「指定管理者制度」に移行しました。

指定管理者制度による市民協働型コミセンでは、地域の創意工夫による特色あるイベントなどが開催されています。地域活動の拠点としてご利用ください。

●問い合わせ 飯島地区コミュニティセンター(飯島松根東町5-22)
☎(845)1731

市県民税特別徴収者の 退職時には届出を

市県民税が特別徴収(給与から天引き)されているかたや、今年6月から特別徴収を予定していたかたが退職した場合、各事業所の給与事務担当者は、速やかに「給与所得者異動届出書」を提出してくださるようお願いいたします。

●問い合わせ
市民税課☎(866)2055

文化選奨候補者を ご推薦ください

芸術・学術・文芸などの分野で優

秀な作品を発表するなど、優れた業績をあげたかたに文化選奨をお贈りしています。推薦の締め切りは5月1日(木)。推薦書は市ホームページからも入手できます。

対象作品▶秋田市民、または秋田市を拠点として活躍する個人・団体が、平成25年4月～26年3月の間に創作、発表、刊行した作品

●問い合わせ
文化振興室☎(866)2246

河辺・雄和地域のかたへ 都市計画区域の統合に 伴う「既存権利の届出」

秋田市には、建物を建てる際のルールなどが異なる2つの都市計画区域(秋田都市計画区域と河辺都市計画区域)があり、この区域を統合し、ルールを統一する作業を進めています。

都市計画区域の統合により、河辺都市計画区域(河辺・雄和地域の一部)にも区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)が導入され、新たに市街化調整区域になる土地では、原則として建築物を建てるのが制限されます。

ただし、市街化調整区域となる都市計画の決定告示日以前から自己用の住居、店舗、事務所などを建てる目的で所有権、借地権などの権利を有していた場合は、告示

日から6か月以内に「既存権利の届出」をすることで、告示日から5年以内に完了させるものに限り、経過的に開発・建築行為の許可を受けることができます。

権利取得のため、農地転用許可を受ける必要がある場合には、告示日より前に、その許可を受けていなければ「権利を有していた」と認められませんが、告示日前までに許可を受けるようにしてください。都市計画決定告示日は決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

●問い合わせ
都市計画課☎(866)2155

歴史的建造物の 保存に補助します

伝統的な町家など、地域の景観資源である建造物を修理・改修する費用を補助します。補助申請の前に事前協議が必要です。

対象▶外観が秋田の歴史的景観にふさわしく、おおむね昭和20年までに建築された建造物(固定資産税が非課税の場合を除く)

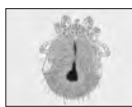
事前協議の申し込み▶5月9日(金)までに、事前協議書に必要書類を添えて提出してください。なお、申し込みの前に、事業の詳細について都市計画課(市役所4階)へご相談ください

●問い合わせ
都市計画課☎(866)2152

野外では、ツツガムシ、 マダニに「注意」を!

野外に外出する時はツツガムシ、マダニによる感染症にご注意ください。ツツガムシの刺し口やマダニに気づいた時、症状が出た時は医療機関を受診しましょう。

ツツガムシに刺されて感染し、5～14日後に発症。症



ツツガムシ
写真提供:秋田
大学名誉教授
須藤恒久さん

状は全身倦怠感、食欲不振、頭痛、発熱など。発症して3・4日目に発疹が出る。

マダニによる感染症(重症熱性血小板減少症候群)：ウイルスを持つているマダニに咬まれて感染し、6～14日後に発症。症状は発熱、おう吐、下痢など。

事前の備えと帰宅後の対応

- ◆野山や河川敷などに入る時は、長袖・長ズボン、帽子、手袋など、肌を出さない服装にする
- ◆帰宅後は咬まれていないか確認し、すぐ入浴して体をよく洗う
- ◆着ていた服などは室内に持ち込まない、またはすぐ洗濯する

●問い合わせ
健康管理課☎(883)1180

介護保険料納入通知書をお送りします



4月11日(金)に、平成26年度分の介護保険料納入通知書(仮算定分)をお送りします。通知書に書いてある保険料額は、前年度の保険料額をもとに仮算定した額です。今年度の課税状況から算定する保険料額(本算定分)は7月上旬にお知らせします。

問い合わせ 介護保険課 ☎(866)2069 FAX(866)2309

平成26年度の介護保険料(65歳以上のかた)

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、世帯員全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	31,884円
第2段階	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	31,884円
第3段階(特例)	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下のかた	41,450円
第3段階	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えるかた	47,826円
第4段階(特例)	本人が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	52,928円
第4段階	本人が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	63,768円
第5段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得が125万円未満)	68,870円
第6段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得が125万円以上200万円未満)	79,710円
第7段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得が200万円以上)	95,652円

* 所得段階が第4段階(特例を含む)のかたで、次の①②をともに満たすかたは、2、3段階(特例含む)に変更になります。詳しくは介護保険課へお問い合わせを。

- ①同一世帯に所得税または市県民税が未申告の20歳～60歳の世帯員がいる
- ②世帯員全員が市町村民税非課税である

■金融機関の窓口で保険料を納めているかたには、4月分～6月分の納付書をお送りします

* 6月から年金引き落としに切り替わるかたには、年金引き落としのお知らせ(窓口納付のかたは5月分までの納付書も)を同封します。

■年金から引き落としされているかたへ

今回、納入通知書はお送りしません。4月・6月・8月に引き落とされる保険料額は、前回(2月)と同額です。10月以降に引き落とされる保険料額で、平成26年度の介護保険料(年額)に調整します。

また、平成25年度中に65歳になったかたや、秋田市に転入したかたは、6月・8月・10月から年金引き落としに変わる場合があります。変更になる場合は、通知書でお知らせします。

■保険料の納付は口座振替が便利で安心です

■何らかの理由で保険料の納付が困難になった場合や、市町村民税非課税世帯で一定の条件を満たすかたは、保険料の減免を受けられる場合があります。お気軽に介護保険課へご相談ください



緑の募金にご協力を!

4月10日(木)から5月31日(土)まで、緑の募金を行っています。募金箱は、公共施設などに設置しています。募金の一部は、緑豊かで美しいまちづくりに活用されま。ご協力をお願いします。

問い合わせ▶秋田市緑化推進委員会(秋田市総合振興公社内)

☎(829)0221

下水道小破修繕の受注希望業者を募集

上下水道局が発注する下水道小破修繕を受注する業者を募集します。市の建設工事などの入札資格があり、休日や夜間など、緊急の修繕要請(管きよ清掃を含む)に迅速に対応できることが条件です。
受付期間▶4月7日(月)から11日(金)までの午前9時～午後5時
受付場所▶上下水道局下水道整備

課(川尻みよし町14-8)

☎(866)14455

紙おむつ、尿取りパッドなどの介護用品を支給

自宅で高齢者などのご家族を介護している世帯に、紙おむつ、尿取りパッド、清拭剤、ドライシヤンプー、使い捨て手袋を月6千250円まで現物支給します。
対象▶要介護4から5で、介護保険料の所得段階が1～3(65歳未満の場合)

合は、本人が市県民税非課税のご家族を自宅で介護しているかた
申請方法▶4・7・10・1月の申請期限まで、それぞれ翌月から3か月分を申請してください。書類は、次の申請場所にあります。
申請期限▶4月18日(金)、7月7日(月)、10月7日(火)、1月7日(水)
申請場所▶介護保険課(市役所福祉棟2階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター
問い合わせ
 介護保険課 ☎(866)2407